

平成 21 年 5 月 22 日

各 位

東京都中央区日本橋堀留町一丁目 10 番 16 号
SBI フューチャーズ株式会社
代表取締役 織田 貴行
(コード番号：8735)

問合せ先：
取締役管理本部長 入 江 健
(電話番号：03-3663-6122)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 22 日開催予定の第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)の施行を機に現行の定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条(株券の発行)を削除するものであります。また、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから、現行定款第 8 条第 3 項を削除し、株式取扱規程に定める事項を明らかにするため、現行定款第 9 条に「株主の権利行使に際しての手続き等」の文言を追加するものであります。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第 8 条および現行定款第 10 条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第 8 条第 3 項および第 9 条を附則に移し、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除する旨を定めるものであります。
- (2) その他、必要な規定及び文言の加除、一部表現の修正、条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第6条 (条文省略) (株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。 (株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</u> (株式取扱規程) 第9条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、株主名簿、<u>株券喪失登録簿への記載または記録、株主または新株予約権者の権利行使に関する取扱い及び手数料</u>その他株式及び新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。 (基準日) 第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。 第11条～第46条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第1条～第6条 (現行どおり) (削除) (株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 (削除) (株式取扱規程) 第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> (基準日) 第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。 第10条～第45条 (現行どおり) 第8章 附 則</p>

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。
(新設)	<u>第 2 条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(新設)	<u>第 3 条</u> 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 22 日 (月曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 22 日 (月曜日)

以上